

委託業務仕様書（案）

1. 業務名

令和8年度わかやまキャリアチェンジ応援プロジェクト及び「しごと」のある「くらし」
体験事業業務

2. 業務目的

本事業は、本県への就職・転職に关心のある移住希望者に対し、仕事紹介・再就職支援および一定期間、仕事と暮らしを体験できる機会を提供するとともに、希望者に応じてテレワークや副(複)業を含む多様な働き方に対応した体験機会の提供を通じて、移住意向の向上、関係人口創出、二地域居住及び移住定住の促進を図る。

3. 本業務の委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 本業務の範囲

4-1. わかやまキャリアチェンジ応援プロジェクト

(1) キャリアアドバイザーの配置

ア. 配置場所

次のA、B2か所の相談窓口にキャリアアドバイザーを配置すること。

A. わかやま移住定住支援センター東京窓口

東京都千代田区有楽町2-10-1

東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター・東京

B. わかやま移住定住支援センター大阪窓口

大阪府大阪市中央区本町橋2-31

シティプラザ大阪1階 ふるさと回帰支援センター・大阪

イ. 業務日（原則）

配置場所A：週3日 毎週火曜日10時から18時まで、毎週金曜日及び日曜日
14時から18時まで

配置場所B：週1日 第1、2、3、5金曜日及び第4日曜日の10時から18
時まで

※ただし、A、Bとも各相談窓口の定休日や年末年始などの休暇を除く。

ウ. 業務従事者の条件

各相談窓口に以下の要件をすべて満たす相談員を1名以上配置すること。

- ① 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の20に規定する厚生労働大臣によるキャリアコンサルタント登録証の交付を受けている者
- ② 利用者に県内の求人情報を提供する等、職業紹介の実施が可能な者
- ③ 本県の風土や暮らしを利用者に伝えることができる者
- ④ 利用者に対して公平かつ公正に相談に応じることができ、他の相談員や県職員と協力し信頼関係を築き、円滑かつ効率的な業務遂行が可能な者

（2）相談対応及びフォローアップ

窓口での面談に加え、メールやオンライン等による相談対応を実施すること。
【年間想定相談件数 東京：400件程度、大阪：300件程度】
また、県へ必要なデータ提供はじめ、県が行う追跡調査に協力すること。

（3）情報発信及び広報

地方での就職や転職に関心のある者に対して、SNS等各種媒体を活用した情報発信や広報を提案し、県の承認を得た上で実施すること。

（4）キャリアアドバイザーの派遣

県及び県内市町村等が実施する移住相談会において、講師やキャリア相談対応等の業務依頼があった場合、キャリアアドバイザーを派遣すること。ただし、業務内容に鑑み、派遣が適切であるかどうか県と協議の上決定することとし、別途発生するキャリアアドバイザーへの報酬や旅費等の費用については委託費から支出するものとする。

【年間派遣想定回数 10回程度】

4-2. 「しごと」のある「くらし」体験事業

（1）「しごと」のある「くらし」体験事業の実施

県外在住の移住等希望者を対象に、地域での「しごと」と「くらし」を体験できる事業を令和7年度の同事業受託事業者より引き継ぐとともに、ア～ウを踏まえて事業を実施すること。

なお、事業実施にあたっては、移住促進、二地域居住をはじめとする関係人口創出につながるよう配慮すること。

ア. 体験受入期間

令和8年5月（予定）～令和9年3月

ただし、令和8年4月より実施しても差し支えない。

イ. 体験コース

次のA～Eの5種類のコースを設定すること。なお、各コースに示す実施期間はウ

(カ) ①、②に示す経費を支出する期間を指し、受入事業者、体験参加者の同意に基づき期間延長することは妨げない。

<Aコース>しごと暮らし体験（求人なしコース）

実施期間：1泊2日から最大2泊3日まで

受入先：求人はなく、体験のみ可能な事業者

<Bコース>しごと暮らし体験（求人ありコース）

実施期間：1泊2日から最大5泊6日まで

受入先：求人があり、参加者と意向が合えば雇用の可能性がある事業者

<Cコース>しごと暮らし体験（副・複業コース） ※新規創設

実施期間：1泊2日から最大5泊6日まで

受入先：副（複）業に関しての求人を検討している、または求人予定があり、参加者と意向が合えば雇用や業務委託等の可能性がある事業者

<Dコース>テレワーク体験コース

実施期間：1泊2日から最大2泊3日まで

受入先：コワーキングスペースの提供ほか、参加者との交流の場を提供可能な事業者

備考：行程中半分程度は参加者が仕事をする時間を設けること。

<Eコース>デジタルノマド体験コース

（県外在住の外国人テレワーカー向けコース）

実施期間：1泊2日から最大2泊3日まで

受入先：コワーキングスペース及び参加者との交流の場を提供可能なほか外国人テレワーカーの受入が可能な事業者

備考：行程中半分程度は参加者が仕事をする時間を設けること。

ウ. 業務内容

(ア) 新規コース創設に伴う体験プログラム策定 <対象：Cコース>

①Cコース（副・複業コース）の新設

副（複）業として働き、地方と関わりを持つ方が増えつつある中、当県への繰り返しの訪問を促し、将来の移住や関係人口創出を促進するため、副（複）業による仕事体験と暮らしの体験ができる仕組みを提案し、実施すること。

【目標：10プログラム程度】

②Cコース新設に対するw e bページの構築

県公式移住ポータルサイトわかやまL I F E にあるしごと暮らし体験ページ内に作成することを基本とし、県が別に委託する同ポータルサイト保守管理事業者と調整の上、進めること。

(参考：わかやまL I F E –しごと暮らし体験ページ)

<https://www.wakayamagurashi.jp/category/work/exabout>

(イ) 既存受入先の受入意向確認とWEBサイト内容の更新

<対象：A、B、D、Eコース>

既存受入先について、当該事業の継続意向確認を行うとともに、体験内容の更新やモデルコースの設定など参加者のニーズに合わせた内容の見直しや更新を行うこと。

(ウ) 新規受入先の掘り起こし及び紹介記事の作成<対象：全コース>

参加者のニーズに対応するため、受入先の掘り起こしを行うこと。掘り起こし先については、受託者が提案し、県と協議の上決定し、受入先についての紹介記事を作成すること。

ただし、Cコース（副・複業コース）の体験先につながるような事業者を中心に掘り起こすこととし、選定地域が偏らないように配慮すること。

【年間想定新規登録者数 20者（ウ（ア）①業務分を含む）】

(エ) 参加者滞在先<対象：全コース>

体験の効果が高まる滞在先を、あらかじめ県と協議の上決定すること。

(オ) 面談、マッチング、行程調整<対象：全コース>

参加希望者と面談等（電話、オンライン含む）を実施の上、参加者の希望条件等に合うと思われる体験先とマッチングするとともに宿泊先、移動方法等を含めた行程案を掲示するなど参加者が参加しやすいよう配慮すること。但し、宿泊先や交通手段の手配等は参加者自身で行うものとする。

(カ) 体験経費等の支払【年間想定参加者数 320人（A+B+Cコース）、15人（Dコース）、15人（Eコース）】

体験受入対応に係る経費として以下①、②の経費を委託費より支出すること。なお、参加者の自宅から体験場所までの往復交通費、宿泊費用、食費等は参加者の負担とすること。

①受入に伴う経費<A、D、Eコース受入事業者への経費>：

1人あたり1日5千円

②体験期間中の傷害保険（全コース共通）

（キ）参加上限回数等＜体験コース問わず＞

参加者は、同一年度内に3回まで参加できるものとする。

（ク）チラシ作成

A、B、D、Eコースに関しては、既存のチラシデータを県と協議の上修正し、Cコースに関しては、参加を促進できると思われるチラシデザインを提案し、それぞれ県と協議の上、作成、印刷を行うこと。

なお、Eコースに関しては、英語で作成すること。

【年間想定印刷枚数 A及びBコース一体となったもの1, 800部、

C、Dコース各1, 800部、Eコース 600部】

（2）説明会の開催

① 対象者：地方での仕事（副／複業含む）を求めている移住希望者等

② 開催回数：4回

③ 開催時期：県と協議の上決定

④ 開催場所：東京都千代田区有楽町2-10-1

東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター・東京内

（オンライン開催含む）

⑤ 集客目標：1回あたり20から30人程度、ただし、4回のうち1回は80名以上を目標とする。

⑥ 内容：体験への参加を促し本県への移住や関係人口創出に寄与する内容とすること。

（3）広報

（1）、（2）の業務に関して、効果的な広報手法を提案し、県の承認を得た上で実施すること。

（4）参加者へのフォローアップ及びアンケート分析

① 体験や説明会参加者へアンケート調査等を行い、適宜フォローアップし、移住促進、関係人口創出につなげること。なお、アンケート内容は県と協議の上、決定すること。

② 県への必要なデータ提供をはじめ、県が行う追跡調査に協力すること。

③ 体験者に対して実施したアンケート調査結果を分析の上、今後の参加者にとって参考となるような情報を県移住ポータルサイトに掲載すること（例. 参加者満足

度、体験者の声など)。

5. 納入について

(1) 月次報告書等

翌月 10 日までに、電子媒体で提出すること。

(2) 実績報告書

事業終了後、電子媒体にてすみやかに提出すること。

6. 県との協議等

事業の進捗、今後の方向性を確認するため、定期的に県と協議を実施すること。また、県から業務に係る指示、問い合わせがあった場合、速やかに対応すること。

7. その他

(1) 4-2 (1) ウ (カ) の経費として 4, 500 千円（税込み）については、体験実績に応じて支出するものとし、余剰が生じた場合、県と協議の上、契約変更し、精算すること。

(2) 本事業の目的を達成するため、県が実施する他の移住推進事業や関係人口創出事業及び委託事業者と連携を図ることで、相乗効果を上げること。

(3) 県内の企業や人材と必要に応じて連携を図り、相乗効果を上げること。

(4) 本事業の実施にあたって取得した物品のうち、取得価格が 5 万円以上の物品については、県に帰属するものとし、本事業終了後に引き渡すこと。

(5) この委託により発生する報告書等成果物の著作権はすべて県に帰属する。

(6) 本事業は、国費を用いて執行する予定であり、事業完了後 5 年間は事業に係る帳簿等を保管し、和歌山県監査委員や会計検査院の検査に協力すること。

(7) 本事業は、公費が財源であることから、事業趣旨をよく理解したうえで、事業開始後であっても、予算の範囲内で県の指示に従うこと。

(8) 受託者は、委託期間の満了、又は契約の解除により契約が終了するときは、委託業務につき適切な安全措置をとり県又は県の指名する者に誠意をもって引き継ぐこと。その調整等に係る費用一切は、本調達に含むこと。

(9) 本仕様に記載のない事項については、双方協議の上、決定すること。